

安全保障貿易管理に関する国立大学協会としての考え方

平成28年12月20日

国立大学協会

国立大学はグローバル世界に開かれた高等教育機関として、教育・研究・社会貢献の諸機能を一層強化して、次代を担うたくましい学生の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーションの創出などを牽引し、それらの成果の社会への発信と世界展開に向けて抜本的な改革に取り組んでいる。

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを一層増しており、適切な安全保障貿易管理を行う必要性は十分認識しているが、一方で留学生等の積極的受入れや国際共同研究の推進などの国際化を図ることは国立大学の使命であり、かつ、我が国の将来の成長発展にとって不可欠と考える。

こうした観点から、国立大学協会としての安全保障貿易管理に関する基本的な考え方を以下に示す。

1 留学生等の受入れをはじめとする国立大学の国際化の基本方針堅持を政府が国内外に明確に示し、それを阻害することのないよう十分配慮すること

国立大学は、教育研究の高度化・活性化を図り、国際競争力を強化するために、留学生等の受入れをはじめとする国際化を最重要課題の一つとして取り組んでいる。その際、先進国のみならず新興国や開発途上国を含め、多様な国々との関係強化に努めている。このことは、複雑で変化の大きい国際関係において、広い意味での安全保障にも寄与するものと考えている。

また、いうまでもなく安全保障貿易管理における技術提供管理には、留学生等のみならず民間企業を含め幅広い関係者が関わっている。留学生等の視点からは、特に関係するのは特定の技術に関連する特定の国・地域の留学生等であり、かつ、それらも適切な管理が行われれば問題はないものである。

こうした観点から、今後の検討においては、留学生等に過度に焦点をおくのではなく、全体を俯瞰したバランスのとれた議論をしていただくとともに、留学生等の受入れをはじめとする国立大学の国際化の一層の推進を阻害することのないよう、内容面及び国内外への説明の面において十分な配慮をお願いしたい。

2 規制の内容は主要先進国との整合性がとれたものとなるよう十分配慮すること

留学生等の受入れについては、今日、世界の大学は国際的な激しい競争環境の下に置かれている。

過度な規制が導入されれば、留学生等の受入れにおいてマイナスの影響があるのみならず不当な差別が生じることも懸念される。

規制内容については、主要先進国の規制の内容及びその運用の実態を詳細に検証し、それらと整合性のとれたものとなるよう十分な配慮をお願いしたい。

3 規制の運用に当たり、大学に過度の責任や負担を課すことのないよう十分配慮し、具体的な判断に紛れがないよう明確で分かりやすい基準を設定すること

大学における留学生等に関する技術提供管理においては、提供する技術と相手が明確でなく、「提供する可能性のある」技術の管理、「提供する可能性のある」相手の管理が求められるという本来的な困難さが存在している。また、留学生等の受入れには、内諾や準備の手続に時間を要し、早い段階からの事前確認や判断が必要である。

しかし、米国等主要国とは異なり我が国では、安全保障貿易管理上の入口管理として実施される入国時のスクリーニングの責任の多くが、入口管理に関わる政府当局ではなく、あたかも大学に所在するかのように運用されていることが大学の大きな負担につながっている。このため、政府（外務省、経済産業省、法務省、文部科学省）と大学が相互に必要な情報提供を行いながら、受入れについての判断及びそのための基準の共有を行い、各関係機関が役割と責任を分かち合う仕組みを構築することが望まれる。

特に、明確で分かりやすい基準の設定については、現行の制度でも、「公知」の技術や「基礎科学分野の研究活動」に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象から除外されている。しかし、前者の定義は、すでに不特定多数の者に対し公開されたものに制限されており、学内や学会での教育・研究活動に適用し難いことや、後者の定義する基礎科学の範囲が必ずしも明確でないことから、各大学は個別事例における具体的な判断に苦慮している。

この問題に対応するため、特許法における「公知」概念や著作権法における「公衆」概念を踏まえ、「公知」について、大学の学術研究活動として授業、実習、論文、学会等により特定の者に公開される技術の提供を含める、あるいは、「基礎科学分野の研究活動」について、大学で実施される研究の多くの部分を占める「研究成果の公開を前提とした研究活動」は規制対象から明確に除外するように、定義と解釈の見直しを図ることを要望する。

4 大学における管理体制の整備・運用、教職員への周知徹底等に関する政府・関係機関のサポート体制を充実すること

大学における安全保障貿易管理の重要性の認識は高まっているものの、制度

の複雑さもあって十分な理解を持った人材は不足しており、さらに限られた財政状況の中で全ての大学が充実した組織を整備することも困難である。

こうした中で適切な管理を一層推進するために、政府・関係機関においては、きめ細かい説明会の開催、簡便で汎用性の高いマニュアルの作成、統一的な相談窓口の整備などのサポート体制を充実すること、また、関係省庁、関係機関と大学等研究機関が、本制度の運用等について継続的に検討・協議する場を政府機関側に設置することを要望するものである。

以 上